

全国子ども会安全共済会 事務の手引き（福岡県） 2023（令和5）年度版

子ども会に入ろう！（子どもたちにさまざまな体験を）

人は様々な体験を通して成長していきますが、今、子どもたちの体験活動が大幅に減っています。子ども会は野外炊飯、キャンプ、自然体験、地域の祭りなどの活動を行っています。

子ども会活動においては安全な活動を行うことが大前提ですが、どんなに安全対策を行っていてもケガは起こるものです。

福岡県子ども会育成連合会（県子連）に入れば、子ども会活動の事故に対して治療費等が支払われる全国子ども会安全共済会に加入でき、子ども会活動を安心して行うことができます。

県子連は、安全・安心な活動を行うための安全講習会の実施や子どもの主体性や自主性を育むため上級生のリーダーを育成する研修などの活動をしております。

○補償は2つあります。

①ケガの治療費（共済金）

②ものを壊した修繕代等（賠償責任保険金）です。

※詳しくは公益社団法人全国子ども会連合会のホームページ>安全共済会と賠償責任保険 ご覧ください。

○県子連年会費（安全共済会の掛金含む）は150円です。

年度中途の加入も150円です。行事ごとに保険を掛ける必要はありません。

○様式・記入例

全国子ども会連合会ホームページ>安全共済会と賠償責任保険>様式 からダウンロードが可能です。記入例もご覧いただけます。

令和5年度から安全共済会、賠償責任保険とも様式が変更になります。

令和5年1月当初に掲載されます。

○行事実施前に必ずKYT（危険予知トレーニング）を実施願います。

[問合せ先]

〒811-2402

糟屋郡篠栗町大字金出3350-2

福岡県立社会教育総合センター内

福岡県子ども会育成連合会

電話番号：092-947-7433

FAX 番号：092-947-7499

○インターネットで全子連への質問は、下記からできます。

全子連ホームページ>(最上部、最下部の)問い合わせ>お問い合わせフォーム

1. 安全共済会補償内容について

(1) 共済金（ケガや疾病の治療費）

- ①死亡共済金 600万円
- ②後遺障害共済金 7～600万円
- ③医療共済金 健康保険適用医療費総額の30%（1001円以上、限度額50万円）
（医療機関での支払金額でなく、医療費の30%です）

※補償の対象

- ・活動計画に基づいた活動で1名以上の指導者（18歳以上）または育成会員の管理下であることが必要です。
- ・活動の調査・準備や子ども会活動の一環の研修会・会議も含まれます。
- ・集合場所・解散場所と自宅との通常経路の往復中を含みます。

※5月31日までに県子連に提出・会費納付があれば4月1日から共済が適用されます。

※6月以降は県子連に書類の提出があり、掛金振込があった日の翌日からです。

※年度中途に加入した場合も、会費150円は変わりません。

※0歳から加入できますが、4月1日現在で4歳未満（0～3歳）は保護者の加入が必要です（行事の同伴も必要です）。

○令和元年度医療共済金の支払い実績（別に後遺障害・死亡共済金の支払いあり）

	件数	支払総額	平均
子ども	1,891件	20,787,623円	10,993円
大人	456件	10,672,249円	23,404円

大人の治療費の方が高くなっています。大人も加入していると安心です。

(2) 賠償責任保険金（物を壊した修繕代等）

子ども会活動中の事故により、主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたことにより損害賠償責任を負ったとき保険金が支払われます。

（例）

- ・公民館で活動中に子どもがガラスを割った。
- ・体育館のバレーボールネットを借用中に壊した。
- ・ソフトボールがフェンスを越え会員以外の自動車のボンネットを傷つけた。
- ・借りたテントを壊した。
- ・資源回収で借りたリヤカーを壊した、会員以外の自動車にぶつけた。

○賠償責任保険金の支払い実績（令和元年度） 145件 7,545,848円

(3) 会費（150円）の内訳

- 全国子ども会安全共済掛金 50円
- 全国子ども会連合会運営費 20円（賠償責任保険料を含む）
- 福岡県子ども会育成連合会運営費 80円（安全講習会、研修会費用を含む）

(5)年間行事計画書〈共済様式〉05

- ・市子連行事、県子連行事は、定例活動に「予定日」は「随時」、「行事・活動名」は「市子連行事」「県子連行事」と記載（ネット入力）する。
- ・市町村子連は市町村子連事業の変更・追加は、実施日以前に提出（ネット入力）する。

（紙で提出）

- ・行事の変更・追加があれば行事实施日前に本用紙が県子連に届くように市町村子連を経由して提出願います。

（ネット加入）

- ・行事の変更・追加があれば行事实施日前に入力してください。
- ・前年度のデータは利用できません(新しく入力する)。

3. 追加・変更

(1)年度中途に追加の加入

- ①紙で提出は、2(2)と同じ手続きです。
- ②ネットは、2(4) // 未加入の単位子ども会からの転入も同じです。

(2)子ども会加入者の転入等（紙で提出）

- ・共済様式07を作成し、市町村子連に提出する。
 - 「1. 転入届（転入者を受け入れた子ども会が提出）」欄
（転出時は提出する必要はありません。）
他の県子連や指定都市子連から転入の場合は、福岡県子連にお尋ねいただければ調べてお知らせします。
 - 「2. 加入者名簿の変更・訂正」欄
 - 「3. 代表者変更」欄（単位子ども会）

単位子ども会



・変更届（単位子ども会用）〈共済様式〉07

市町村子連

- ・ネットの代表者変更場合はネットに入力後、この共済様式07を市町村子連に提出してください。

(3)子ども会加入者の転入等（ネット）

- ・ネットで入力後、共済様式09を作成し、紙で市町村子連に提出する。
 - 「1. 転入届（転入者を受け入れた子ども会が提出）」欄
安全共済会に加入している人が転入してきた場合は、ネット加入にログインして追加で加入者情報を入力し、備考欄に「〇〇子ども会から転入」と入力し共済様式09を市町村子連に提出してください。コードの記入は不要です。

「2. 加入者情報の削除」欄

- ・加入者情報を削除する場合は、共済様式09を全子連（メール）と市町村子連に提出してください
- ・転出時は提出する必要はありません。

単位子ども会



・変更届（ネット加入用）〈共済様式〉09

市町村子連

(4)加入者情報（名前等）の変更・訂正（ネット）

- （入力後30日以内）ネット加入にログインして変更・訂正する。
- （入力後30日経過後）ネット加入にログインして備考欄に変更・訂正内容を入力する。どちらも共済様式09の提出は不要です。

4. 共済金請求（ケガ等の事故が起こったら）

(1) 第一報

- 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書〈共済様式〉20
- ・単位子ども会が作成し、市町村子連に提出してください。

単位子ども会



市町村子連



県子連（事故発生後30日以内に県子連へ）

(2) 医療費請求（治療終了後に提出）

- 全国子ども会安全共済会医療共済金請求書兼事故証明書〈共済様式〉21
- 医療費領収書（写）（または診療明細書）
- 個人情報の取扱いについての同意書〈共済様式〉22
- ・請求者及び単位子ども会が作成し、市町村子連に提出してください。

単位子ども会



市町村子連



県子連（治療が終了し60日以内に県子連へ）。

詳しくは、[全国子ども会連合会ホームページ](#)

>[安全共済会と賠償責任保険](#)>[安全共済会について](#) をご覧ください。

5. 賠償責任保険金（物を壊した修繕代等）

(1) 第一報

- 子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》【BO1】
- ・子ども会活動中の事故により、主催者以外の第三者が死傷したり、またはその財物に損害を与えた場合は、速やかにこの第一報を提出してください。
- ・事故状況の写真を取っておいてください。保険金請求時に必要です。全景、損害部分など。（修理前と修理後。車の場合は、修理箇所、車全体、ナンバープレート入り）
- ・事故の状況を「発生原因・状況・結果」について、損害保険会社が判断しやすいよう記入してください。
- ・この第一報により、損害保険会社が「有責か無責（保険の対象になるかどうか）」の判定をします。
- ・保険の対象と判定されると保険金請求の書類の提出を連絡します。

単位子ども会



市町村子連



県子連（速やかに県子連へ）

詳しくは、[全国子ども会連合会ホームページ](#)

>[安全共済会と賠償責任保険](#)>[賠償責任保険について](#) をご覧ください。

6. 安全共済会様式

(1) 加入

- ① 共済契約申込書〈共済様式〉01
- ② 共済加入書類送付案内兼加入状況報告書〈共済様式〉02
- ③ 加入申込書（共済様式）03 紙で提出用
- ④ 加入者名簿2〈共済様式〉04 紙で提出用
上記、共済様式03で名簿欄が不足する場合は、この様式を使用して提出してください。
- ⑤ 年間行事計画書〈共済様式〉05 紙で提出用
年度当初及び年度中途の追加・変更の場合、単位子ども会が作成し、市町村子連に提出してください。
- ⑥ 共済掛金等報告書（ネット加入用）〈共済様式〉06
年度当初及び年度中途の追加の加入者がある場合に、単位子ども会でネットで加入者情報を入力後、この共済様式06を単位子ども会が作成し、市町村子連に提出してください。
- ⑦ 変更届（単位子ども会用）〈共済様式〉07 紙で提出用
「1. 転入届（転入者を受け入れた子ども会が提出）」欄
「2. 加入者名簿の変更・訂正」欄
「3. （単位子ども会）代表者変更」欄
- ⑧ 変更届（市区町村等子連用）〈共済様式〉08
市町村子連の代表者等の変更です。
- ⑨ 変更届（ネット加入用）〈共済様式〉09
「1. 転入届（転入者を受け入れた子ども会が提出）」欄
「2. 加入者情報の削除」欄
- ⑩ ハンマーヘッド用 ユーザーID・PW 発行依頼書〈共済様式〉10
市町村子連でネット加入を導入する場合は、県子連に提出してください。

(2) 請求

- ① 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書〈共済様式〉20
ケガ等の事故が起こったら、30日以内に単位子ども会が作成し、市町村子連に提出してください。
- ② 全国子ども会安全共済会医療共済金請求書兼事故証明書〈共済様式〉21
治療が終了し60日以内に、医療費領収書（写）（または診療明細書）、個人情報の取扱いについての同意書等を添付し、請求者及び単位子ども会が作成し、市町村子連に提出してください。
- ③ 個人情報の取扱いについての同意書〈共済様式〉22
ケガ等の傷病について全子連が病院に問い合わせる場合がありますので、その時の同意書です。
請求書〈共済様式〉21と一緒に市町村子連に提出してください。
- ④ 医療報告書〈共済様式〉23
医療区分に応じた保険医療点数等、医療内容が記載された領収書がない場合等に提出してください。
- ⑤ 柔道整復施術報告書〈共済様式〉24
整骨院等に通院した場合に提出してください。
- ⑥ 全国子ども会安全共済会死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書〈共済様式〉25
死亡・後遺障害の場合に提出してください。

⑦後遺障害診断書〈共済様式〉26

医療機関が後遺障害と認めた場合は、この診断書を提出してください。

⑧同意書〈共済様式〉27

死亡の場合に提出してください。

⑨委任状〈共済様式〉28

親（親権者）が共済金の受取人が請求できない場合など、代理人を立てて請求するときに使用します。

(3) 賠償責任保険関係

①子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》【B01】

②賠償責任保険保険金請求書【B02】

③賠償責任保険事故解決通知書【B03】

④損害賠償に関する承諾書（免責証書）【B04】

⑤委任状【B05】

⑥お客様の情報に関するお取り扱い 兼 同意書【B06】

⑦全国子ども会賠償責任保険に係る証明書類について【B07】

⑧写真・修理明細（見積書）・請求書・領収書貼付用紙【B08】

7. 会費振込

○振込先 下記いずれかの口座に振込をお願いします。

銀行名	福岡銀行 県庁内支店
口座番号	普通預金 521465
受取人	福岡県子ども会育成連合会

ゆうちょ銀行(払込取扱票専用)
01780-1-139620
福岡県子ども会育成連合会

- ・会費は1人150円（年度中途の加入も150円）です。
- ・振込手数料は振込人負担です。
- ・県子連で配付している振込依頼書（福岡銀行）、払込取扱票（ゆうちょ銀行）のほか、各銀行等の振込用紙を使用しても、ATMやネットで振込んでも差し支えありません。
- ・できれば市町村子ども会が集約し振込みをお願いします。
- ・会費を市町村子連で集約できない場合は、単位子ども会で上記の県子連の指定口座に振込みください。
- ・単位子ども会で振込む場合は、振込人（振込依頼人）欄は市町村子連名、単位子ども会名を記入・入力してください。例「ササグリシコレン」「ササグリシコレン サツキ」

よくある質問

問1 いつまでに手続きはすればいいですか。

答1 5月末までに市町村子連を経由して県子連へ「加入申込書」「年間行事計画書」の提出と年会費の振込があれば、4月1日から翌年3月31日まで安全共済会が有効です。

問2 7月21日(年度途中)から加入したい人がいますがどうすればいいですか。

答2 紙で提出の場合、「加入申込書」に追加の人のみ記入し、市町村子連を経由して県子連への提出し、年会費1人150円を県子連に振り込めば、振込が確認された翌日0時から安全共済会が有効です。

問3 年会費はいくらですか。

答3 150円です。内訳は、安全共済掛金・全国子ども会連合会運営費・福岡県子ども会育成連合会運営費です。年度中途(例えば10月)に加入しても150円です。

問4 加入申込書等の様式は。

答4 全国子ども会連合会ホームページの「安全共済会と賠償責任保険」の様式からダウンロードが可能です。記入例もご覧いただけます。

問5 上の子が小学生で子ども会に加入していますが、3歳の妹は加入できますか。

答5 加入できます。ただし、4月1日現在0～3歳は保護者の加入および行事への同伴が必要です。

問6 地域の祭りを子ども会行事としていますが、地域の人は加入できますか。中学生や高校生・大学生が手伝ってくれますが加入できますか。

答6 すべて加入できます。

問7 「加入申込書」の年齢は記入しないとイケませんか。

答7 これは、保険の契約ですので、小・中・高は学年を、幼児・育成者・指導者は年齢を必ず記入してください。ネット加入ではすべて年齢を入力してください。

問8 行事の準備は対象ですか。

答8 行事の準備や打合せ、野外活動の場所の事前調査、研修会等も対象です。

問9 資源回収で借りたリヤカーを壊したが修理代は出ますか。

答9 子ども会活動中に借用したリヤカーやバレーボールのネットを壊した、公民館で活動中に子どもがガラスを割ったなど修理代(保険金)の支払いの対象となります。

問10 最初に出した「年間行事計画書」から行事が増えたのですがどうすればいいですか。

答10 追加で行事を実施する場合は、最初の「年間行事計画書」に追加記入または新たな様式に新規行事のみ記入し、行事の前に市町村子連を経由して県子連への提出してください。ネット加入では行事前に入力してください。

問11 他の単位子ども会から来た子どもがいますがどうすればいいですか。

答11 4ページ3(2)(3)を確認ください。

問12 前年度の加入者情報のデータは利用できますか。

答12 1年間利用可。前年度のパスワード・IDを使って、データを移行(1回限り可)。3月下旬からシステム利用可。年齢が1歳ずつプラスになっています。年間行事は毎年新しく入力してください(前年度分のデータは利用できません)。パスワード・ID等は新しくした方がよい。